

2026年度 連合兵庫 第2回最低賃金担当者連絡会議

日 時 2026年2月25日(水) 16:00~17:00

場 所 兵庫勤労福祉センター(連合兵庫)2階/Web 併用

I.開会あいさつ 堀井委員長(電機連合:兵庫地方最低賃金審議会委員)

II.委員確認

1. 出席者及び委員の変更確認 出席18名(会場 14名/Web 2名/事務局 2名)

No.	構成組織名	出欠			氏名	所属単組	備考
		新旧	#1	#2			
1	UAゼンセン		○	○	中西 織絵	UAゼンセン兵庫県支部	本審委員
2	JEC 連合		W	○	毛塚 駿	神東塗料労組	
3			×	○	三浦 圭司	関西ペイント労組	
4	JAM		×	×	遠藤 義一	ナブテスコ労組	
5			○	○	黒石 尚稔	JAM山陽兵庫県連絡会	
6			○	○	小菅 梨絵	JAM山陽兵庫県連絡会	本審委員
7			○	○	須藤 良仁	TOYO イノベックス労働組合	
8			○	○	田中 祐介	ヤマトハカリユニオン	
9	基幹労連	新	○	○	圓行 弘幸	基幹労連兵庫県本部	本審委員
10			W	○	片山 勇輝	川崎重工労組兵庫支部	
11			×	W	藤田 修平	虹技労働組合	
12		新	○	○	藤本 幸太	基幹労連兵庫県本部	
13		新	×	○	村上 憲治	日亜鋼業労働組合	
14	電機連合		×	×	末道 辰也	ウシオ電機労組	
15			○	○	堀井 説也	電機連合兵庫地協	本審委員
16		新	○	W	松石 剛啓	ダイヘン労組	
17	自動車総連	新	×	○	有川 貴子	ホンダ販売労働組合 ホンダモビリティ近畿支部	
18			○	○	橋本 欣也	スズキ販売労働組合自販兵庫支部	
19	連合兵庫	新	○	○	小澤 雄司	部長	
20			○	○	森田 直樹	副事務局長	本審委員

III.報告事項 令和7年度(2025年)

1. 会議関係

(1) 第1回最低賃金担当者連絡会議

日 時 2025年12月17日(水) 16:00~17:20

場 所 兵庫勤労福祉センター(連合兵庫)2階会議室

出席者 出席15名(会場10名 Web3名、事務局2名)

内 容 1) 報告事項

2) 協議事項

① 令和8年度(2026年度)最低賃金取り組み方針(素案)について

② 令和8年度(2026年度)意向表明について

3) その他

① 次回日程

2. 全国の最低賃金および特定最賃改正結果 別紙

IV. 協議事項

●2026年度最低賃金取り組み方針(第3回中央執行委員会確認/2025.12.18)

【地域別最低賃金】

- 一般労働者の賃金中央値の6割水準をめざしさらなる引き上げをはかる。
- 地域間額差の是正を進める。
- 10月1日発効を中心に9月を含め早期発効をはかる。

【特定(産業別)最低賃金】

- 連合本部・構成組織、地方連合会が連携し、特定(産業別)最低賃金の新設・改定に取り組む。
- 地域別最低賃金の近年の引き上げペースを念頭に、特定(産業別)最低賃金の改定申出の基礎となる企業内最低賃金協定の締結・改定に取り組む。

1. 連合兵庫 令和8年度(2026年度)地域別最低賃金取り組み方針(案)について

(1) 基本的な考え方

- 日本経済の自律的成長に向けては「人への投資」が不可欠であり、その重要な要素たる最低賃金の引き上げが必要である。そしてその水準については、生存権を確保した上で労働の対価にふさわしいナショナルミニマムとして、公労使の三者構成原則のもと真摯な議論を積み重ねるべきである。
- 地域別最低賃金は2025年度の改定で、全都道府県で1,000円を超え、連合が当面の通過点としてきた「誰もが時給1,000円」を達成した。しかし、いわゆる相対的貧困ラインを念頭においた国際的な水準からは大幅に乖離しており、一層の引き上げが必要である。
- 地域別最低賃金の地域ごとの金額差が積み重なり、隣県や都市部への働き手流出等の一因となっていることから、地域間の「額差」縮小をめざす。
- 労使交渉の結果を社会に波及させる観点から、早期発効をめざす。

(2) 進め方と取り組み内容

- 1) 兵庫県最低賃金審議会委員任期(任期:2025年4月1日~2027年3月31日)
小菅(JAM)、小西→圓行(基幹労連)、中西(UAゼンセン)、堀井(電機連合)、森田(連合兵庫)
- 2) 改正審議

基本方針	兵庫県最低賃金1,600円以上の早期実現をめざす。 ※6条5項(※1)の適用を行った上で、10月1日の発効に向け、三者合意をめざす。 【参考】 ・兵庫県(Bランク) 1,052円 → 1,116円 +64円 改正率 6.08% ・全国加重 1,121円(兵庫県との差 5円) ・京都府(Bランク) 1,122円(兵庫県との差 6円)
------	--

	<p>・大阪府(Aランク) 1,177円(兵庫県との差 61円)</p> <p>※1 最低賃金審議会令 第6条5項 審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。</p>
改正諮問	<p>6月下旬～7月上旬 (本審にて6条5項の適用・発効予定日等を含め決定)</p>
専門部会設置	<p>専門部会委員の推薦を行う。 (労側委員3名) 基幹労連・電機連合・JAM</p>
金額改正 (専門部会)	<p>①1回目(7月下旬)に労側の基本的な考え方を示す。 ②7月下旬、中央最低賃金審議会にて決定された「目安」を基準に、改正額の方針を決定する。 ③2回目以降、労側の改正金額を示し、審議を進める。 ④専門部会での結審については、各地方連合会への影響も考慮し、連合兵庫と連携の上、連合本部へ報告する。</p>
決定	<p>8月上旬(本審にて専門部会の審議結果報告)</p>
情報共有	<p>①専門部会の審議状況については、連合兵庫と連携を行った上で、連合本部および各地方連合会との情報の共有化をはかる。 ②連合兵庫は、その内容を@RENGOの最低賃金情報システムに随時入力して情報の共有化をはかり、各地方連合会の金額引き上げ相場の形成・波及をめざす。</p>

2. 連合兵庫 令和8年度(2026年度)特定最低賃金取組み方針(案)について

(1) 基本的な考え方

- 特定(産業別)最低賃金は、労働条件の向上または事業の公正競争をより高いレベルで確保し、産業ごとの企業横断的な最低賃金水準を決定する役割を果たしている。これは地域別最低賃金との優位性確保が課題となる中であっても、何ら変わることはない。
- 公正競争が担保される環境醸成の必要性の高まりや産業構造の変化、労働力人口の減少に伴う産業間の人材獲得競争の激化などに鑑みれば、むしろ特定(産業別)最低賃金の意義や必要性は高まっている。公労使はその重要性を再認識し、当該産業労使のイニシアティブ発揮に向けて、審議会運営の進め方等も含め、真摯な議論を尽くすべきである。
- したがって、構成組織(本部及び地方組織)・関係組合および地方連合会に密に連携し、当該特定(産業別)最低賃金が適用されている労働者の現況や当該産業の実態と今後の展望について状況を共有するとともに、地域における産業ごとの企業横断的な賃金決定システムとしての役割を十分考慮して対応する。

(2) 進め方と取組み内容について

意向表明	<p>①全業種において、意向表明をめざす。 ②意向表明に先立って、構成組織は当該産業の使用者団体と、連合兵庫は兵庫県の経営者団体と、それぞれ意思疎通を十分にはかり、合意形成に努める。 ③『百貨店・スーパー』ならびに『介護従事者・エッセンシャルワー</p>
------	---

	カー関連』の新設は見送り、引き続き検討する。
申出準備	<p>①適用労働者数の大きな変化や産業分類上の扱いなど、精査が必要な案件については、兵庫労働局と事務手続上の協議を十分に行うとともに、事前に構成組織、連合兵庫と連携をはかる。</p> <p>②適用労働者数は意向表明後に兵庫労働局より通知される。</p> <p>③構成組織は、合意労働者確保に向けた「必要性」の機関決議や個別合意(個人署名)の集約などに努め、労働協約ケースによる申出に向けた準備を進める。</p> <p>④構成組織は企業内最低賃金協定締結の拡大と水準改善に取り組む。</p>
申出	<p>意向表明を行った業種は、7月上旬までに申出を行う。</p> <p>なお、合意者割合は、適用労働者数の1/3以上を確保すること。</p> <p>※令和5年度第1回兵庫地方最低賃金審議会小委員会(R5(2023).10.27開催)確認事項</p> <p>【場 所】 兵庫労働局</p> <p>【提出者】 各業種 特定最低賃金担当者 (連合兵庫 最低賃金担当者)</p> <p>【進め方】 連合兵庫が労働局と申出日を調整(2日間) 各業種と申出日時を調整(1業種 30分程度) 上記の日程調整不調場合は、個別で申出を行う。</p>
改正審議	<p>全業種において改正を求める。</p> <p>※6条5項の適用を行った上で、12月1日の発効に向けて三者合意をめざす。</p> <p>※労働局長の職権による『廃止等』の動きがある場合は、他の特定最賃へ及ぶ影響も踏まえ、事前に連合本部と連携し対応する。</p>
専門部会設置	<p>①各業種で専門部会委員の推薦を行う。(労側委員3名の内、本審委員1名を含む)</p> <p>②「塗料製造」・「自動車小売」については、連合兵庫選出の本審委員が対応する。</p> <p>③任期は1年(2026年4月1日~2027年3月31日)</p>
必要性の有無	<p>①一括での「必要性あり」の答申を求める。</p> <p>②一括での答申が行われなかった場合は、各業種の専門部会で審議を行う。</p> <p>③当該産業労使の合意形成に向けて、構成組織は使用者へ事前の働きかけを強化し、連合兵庫は経営者団体に対し一括答申に向けて働きかけを行う。</p> <p>④「必要性あり」で一括での答申が行われなかった場合、各業種において、「必要性あり」で結審するために、各業種(構成組織)にて、構成組織本部等と十分連携を行った上で、対応を行う。</p> <p>⑤兵庫県においては、「必要性あり」で結審された場合は、1円以上の金額改正を行う。</p>

金額改正	<p>①最低賃金に対する優位性を確保した額の合意をめざす。 ※2026春季生活闘争 企業内最低賃金水準1,300円以上</p> <p>②各業種(構成組織)の方針にもとづき、「企業内最低賃金に準拠した水準」をめざす。</p> <p>③交渉の過程において使用者に対し、企業内最低賃金および特定最賃の目的・役割について十分に説明し、労使の社会的責任について理解を求める。</p>
決定	10月上旬(最賃本審にて専門部会の審議結果報告)
情報共有	<p>①専門部会の審議状況については、連合兵庫と連携を行い、各業種との共有化をはかる。</p> <p>②連合兵庫は、その内容を@RENGOの最低賃金情報システムに随時入力して、各産業の金額引き上げ相場の形成・波及をめざす。</p>

(3) 令和8年度(2026年度)各業種(構成組織)特定最低賃金の取組み方針について
各業種の改正目標額については、次回(7月)の担当者会議での確認とする。

- 1) 塗料製造業 意向表明(あり・なし) 申出方式(労働協約・公正競争)
最賃との差 42円 ⇨ 現行 1,158円 ⇨ 協定額との差 2円 協定額 1,160円
- 2) 鉄鋼業 意向表明(あり・なし) 申出方式(労働協約・公正競争)
最賃との差 64円 ⇨ 現行 1,180円 ⇨ 協定額との差 114円 協定額 1,294円
- 3) はん用 意向表明(あり・なし) 申出方式(労働協約・公正競争)
最賃との差 34円 ⇨ 現行 1,150円 ⇨ 協定額との差 15円 協定額 1,165円
- 4) 電子部品 意向表明(あり・なし) 申出方式(労働協約・公正競争)
最賃との差 1円 ⇨ 現行 1,117円 ⇨ 協定額との差 91円 協定額 1,208円
- 5) 輸送機械 意向表明(あり・なし) 申出方式(労働協約・公正競争)
最賃との差 72円 ⇨ 現行 1,188円 ⇨ 協定額との差 12円 協定額 1,200円
- 6) 計量器 意向表明(あり・なし) 申出方式(労働協約・公正競争)
最賃との差 1円 ⇨ 現行 1,053円 ⇨ 協定額との差 2円 協定額 1,055円
- 7) 自動車小売 意向表明(あり・なし) 申出方式(労働協約・公正競争)
最賃との差 0円 ⇨ 現行 1,116円 ⇨ 協定額との差 19円 協定額 1,135円
- 8) 休止 繊維/各種商品小売・・・申出なし
- 9) 新設 百貨店・スーパー、介護従事者・エッセンシャルワーカー関連・・・見送り

(4) 令和8年度(2026年度)意向表明の申出について

日 時 2026年2月26日(木) 16:30～
場 所 兵庫労働局
内 容 別紙(8ページ)参照
提出者 連合兵庫 森田・小澤

3. 連合兵庫 令和8年度(2026年度)最低賃金の遵守を求める取組み及び政策制度要請について

(1) 連合兵庫の取り組み【政策・労働対策局(担当:森田・小澤)】

1) 地域別最低賃金改正額の決定後、街宣行動でのマイクアピールやチラシ配布など、下記の周知活動を行う。

・連合兵庫ホームページ・SNSを活用し、最低賃金及び特定最低賃金の改正額の周知を行う。

・10月に街宣行動による周知活動を行う。

・11月に『兵庫県(特定最賃)最低賃金』ポスターを作成し、全組織へ配布を行う。

2) 最低賃金の履行確保に向けた監督行政の抜本強化を労働局に求める。加えて、政策・制度要請の機会等を捉え、兵庫県知事等に対して最低賃金の重要性に関する理解を求める。(9月予定)

(2) 構成組織の取り組み

加盟組合を通じて、当該事業所において特定最低賃金が適用される全労働者への周知をはかる。

4. 令和8年度(2026年度)会議・学習会の開催について

(1) 連合本部主催

1) 全国最低賃金対策会議

日 時 必要の都度開催

対象者 連合兵庫 最低賃金担当者(森田・小澤)

(2) 連合近畿ブロック主催

1) 最低賃金「2026近畿ブロック会議」

日 時 2026年6月1日(月) 14:30~19:00

場 所 ホテルグランヴィア大阪

対象者 兵庫県最低賃金審議会委員/連合兵庫 最賃担当者

(3) 連合兵庫主催

1) 「オンラインセミナー ~賃金関連~」

本年度は見送る。なお、構成組織より要望があれば、都度検討する。

5. 今後の予定

(1) 第682回 兵庫地方最低賃金審議会

日 時 2026年3月6日(金) 10:00~

場 所 兵庫労働局

出席者 圓行(基幹労連)、小菅(JAM)、中西(UAゼンセン)、堀井(電機連合)
森田(連合兵庫)

内 容 1) 特定最低賃金の改正申出の意向確認について

- 2) 特定最低賃金設定業種の適用使用者数及び適用労働者数について
- 3) 最低賃金の周知広報の状況について
- 4) 次年度の実地視察等について
- 5) その他

V.次回の開催について

1.2026年度 第3回連合兵庫最低賃金担当者連絡会

日 時 2026年7月下旬(約90分)

※中央最低賃金審議会の目安決定時期(7月下旬)に合わせて開催

場 所 兵庫勤労福祉センター

内 容 (1)最低賃金審議状況
(2)特定最低賃金への対応について

以 上

連兵26-***
令和8年2月26日

兵庫労働局

局長 金成 真一 殿

日本労働組合総連合会兵庫県連合会
会 長 那 須 健
連 合 兵 庫 最 低 賃 金 連 絡 会
委 員 長 堀 井 説 也

令和8年度 兵庫県特定最低賃金の金額改正に関する意向表明(案)

貴職におかれましては、ますますご清栄のことと存じます。

さて、標記の件につきまして、下記7件の最低賃金の金額改正の「申出」を行う準備をしておりますので、意向表明します。

- 兵庫県塗料製造業
- 兵庫県鉄鋼業
- 兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業
- 兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、
情報通信・機械器具製造業
- 兵庫県輸送用機械器具製造業
- 兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業
- 兵庫県自動車小売業

なお、特定最低賃金改正の審議に入るにあたっては、次の2点に重点をおき、建設的な審議がおこなわれることを要請します。

- ①特定最低賃金は、日本で唯一の企業間の枠を超えた産業別労働条件決定システムであり、団体交渉を補完・代替していることから、企業横断的な最低賃金水準をより高いレベルで決定する役割を果たしていること。
- ②現行特定最低賃金水準が、当該産業における労働者の生活確保、人材の確保・定着、公正な競争環境の維持に資していることを客観的資料に基づき示すこと。
- ③法の趣旨を踏まえるとともに、これまでの歴史的過程を重視し、全産業において審議を円滑に運営すること。

以 上